

三笠市議会政務活動費条例施行規則

〔平成13年6月29日〕
規則第13号

改正 平成14年12月27日 規則第99号
平成22年3月29日 規則第13号

平成25年2月28日 規則第1号
平成27年12月28日 規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、三笠市議会政務活動費条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(交付の申請及び決定)

第2条 条例第8条の規定により政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、市長に対し、原則として毎年度4月10日まで（年度の途中において新たに結成された会派の代表者又は年度の途中において新たに議員となった者にあつては、新たに会派が結成された日又は新たに議員となった日から10日以内）に、議長を経由して三笠市議会政務活動費交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出した会派の代表者は、所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は会派からの脱会があつたときは、市長に対し、議長を経由して三笠市議会政務活動費交付変更申請書（別記第2号様式）を速やかに提出しなければならない。

3 市長は、条例第9条の規定により政務活動費の交付を決定したときは、会派の代表者又は議員に対し、議長を経由して、第1項による申請にあつては三笠市議会政務活動費交付決定通知書（別記第3号様式）により、前項による申請にあつては三笠市議会政務活動費交付変更決定通知書（別記第4号様式）により、速やかに通知する。

(実績報告書の提出)

第3条 条例第10条第1項の規定による実績報告書の提出は、三笠市議会政務活動費実績報告書（別記第5号様式）による。

(交付の確定通知)

第4条 市長は、条例第11条の規定により交付すべき政務活動費の額を確定したときは、会派の代表者又は議員に対し、議長を経由して三笠市議会政務活動費交付確定通知書（別記第6号様式）により、速やかに通知する。

(交付の請求)

第5条 条例第12条の規定による請求書の提出は、三笠市議会政務活動費交付請求書（別記第7号様式）による。

(政務活動費の返還)

第6条 市長は、条例第13条第2項の規定により政務活動費の返還を命じるときは、会派

又は議員に対し、三笠市議会政務活動費返還命令書（別記第 8 号様式）により通知する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 13 年度分の政務活動費の交付に関する経過措置）
- 2 平成 13 年度分の政務活動費の交付に関するこの規則の規定の適用については、この規則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項中「4 月 10 日」とあるのは「7 月 10 日」とする。
- 3 この規則の施行の際、現に会派結成届又は会派変更届若しくは会派解散届の提出手続きが完了している場合にあつては、この規則第 3 条の規定にかかわらず、当該届の写しの添付を要しないものとする。

附 則（平成 14 年 12 月 27 日規則第 99 号）

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日規則第 13 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書きに規定する日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。